

農地中間管理事業に係る農用地等の借受け希望者の募集に関する要項

(目的)

第1 この要項は、公益財団法人熊本県農業公社（以下「公社」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付について、借受けを希望する者（以下「借受け希望者」という。）の募集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(借受けの対象となる農用地等の区域)

第2 借受けの対象となる農用地等の区域は、別に定める。

(募集の方法)

第3 借受け希望者の募集は、次の方法により行うものとする。

- (1) 公社のホームページへの掲載
- (2) その他適切と思われる方法

(募集の時期)

第4 借受け希望者の募集は、随時行うものとする。なお、応募者のとりまとめは、別記に定める募集期間毎に行うものとする。

(応募の条件)

第5 借受け希望者は、次に掲げる要件の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 公社から借受ける農用地等について、その全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められる者であること
- (2) 当該農用地等を原則として5年以上借り受けて、農業生産活動を行うことができる者であること
- (3) 第9に定める募集結果の公表について、同意した者であること
- (4) 農用地利用配分計画に記載されている事項を県の公報で公表されることについて同意した者であること。

(応募方法)

第6 借受け希望者は、借受け申出書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、公社に直接提出するか、若しくは公社の募集業務に協力することを受諾した市町村又はJAを通じて提出するものとする。

2 既に借受け申出書を提出し、第9において氏名等を公表された者が、借受け希望面積の拡大、借受け希望地区の追加等（借受け申出書の変更）を行いたいときは、既に提出した借受け申出書の内容も含め、現に希望する地区、面積を全て記載のうえ、再度借受け申出書を提出するものとする。

(申出書の有効期限)

第7 借受け申出書の有効期限は、定めないものとする。

2 第6条第2項により借受け申出書の申請者から再度借受け申出書等の提出（借受け申出書の変更）があった場合は、再度提出した借受け申出書等の内容が第9により公表された時点で、従前の借受け申出書に係る公表内容は効力を失うものとする。

(申出の取り下げ)

第8 借受け希望者の募集に応募した者が、第6に定める申出書を提出した後、これを取り下げようとする場合は、別記様式第2号により公社に直接提出するか、若しくは借受け申出書を提出した市町村又はJAを通じて提出するものとする。

但し、第9条により公表された後に借受け希望者の募集に応募した者の所在の確認等ができない場合は、市町村に確認したうえで募集結果の公表情報から削除することができるものとする。

(募集結果の公表)

第9 公社は、別記に定める募集期間毎に、応募者の氏名又は名称、地域内外の農業者の別、希望する農用地等の種別・面積、作物の種別等について整理し、これをその翌月にインターネットその他適切な方法により公表するものとする。

(附則)

この要項は、平成26年3月28日から施行する。

(附則)

この要項は、平成27年3月30日から施行する。

(附則)

この要項は、平成28年12月28日から施行する。

(附則)

1. この要項は、平成30年1月16日から施行する。

2. 改正前の要項に基づき公表されたものについても、本要項を適用する。

別記（第4関係）

募集期間は以下のとおりとする。

- ・ 4月期：4月1日～4月30日受付分
- ・ 5月期：5月1日～5月31日受付分
- ・ 6月期：6月1日～6月30日受付分
- ・ 7月期：7月1日～7月31日受付分
- ・ 8月期：8月1日～8月31日受付分
- ・ 9月期：9月1日～9月30日受付分
- ・ 10月期：10月1日～10月31日受付分
- ・ 11月期：11月1日～11月30日受付分
- ・ 12月期：12月1日～12月31日受付分
- ・ 1月期：1月1日～1月31日受付分
- ・ 2月期：2月1日～2月28日受付分（閏年は2月1日～2月29日）
- ・ 3月期：3月1日～3月31日受付分